

軽自動車等の 譲渡・廃棄をした場合は、 手続きが必要です！

- ・車両を譲ったとき。
- ・車両を廃棄したとき。
- ・所有者が亡くなったとき。
- ・能代市外に引っ越したとき。 など



- ・**4月1日時点**での所有者に**1年分**の税金が課税されます。
- ・手続きを行わないまま4月1日を迎えますと、来年度も課税されます。
- ・車両を譲渡・廃棄しただけでは手続きは完了していません。
(届出先での手続きが必要です。)

対象車	届出先	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 (農耕用含む) ・ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課市民国保税係 (本庁舎27番窓口) ・総務企画課総務企画係 (二ツ井町庁舎8番窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課市民国保税係 0185-89-2126 ・総務企画課総務企画係 0185-73-2112
<ul style="list-style-type: none"> ・四輪の軽自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会秋田事務所 ・能代山本自家用自動車協会 (能代市で手続きする方はこちら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会秋田事務所 050-3816-1834 ・能代山本自家用自動車協会 0185-52-3383
<ul style="list-style-type: none"> ・125cc超のバイク 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田運輸支局 ・能代山本自家用自動車協会 (能代市で手続きする方はこちら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田運輸支局 050-5540-2012 ・能代山本自家用自動車協会 0185-52-3383

手続きの内容によって必要なものが異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。

問い合わせ先

能代市税務課市民国保税係

016-8501 秋田県能代市上町1番3号 TEL : 0185-89-2126

<https://www.city.noshiro.lg.jp>



種別	事由	必要なもの
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 (農耕用含む) ・ミニカー	名義変更 住所・氏名変更 所在地・名称変更	1. 標識交付証明書 2. 新旧所有者の印鑑(法人の場合のみ)
	廃車	1. 標識(ナンバープレート) 2. 標識交付証明書 3. 印鑑(法人の場合のみ)

種別	事由	必要なもの
・四輪の軽自動車	名義変更 住所・氏名変更 所在地・名称変更	1. 自動車検査証(車検証) 2. 新使用者の住民票の写し または印鑑(登録)証明書
	廃車	1. 標識(ナンバープレート) 2. 自動車検査証(車検証)

種別	事由	必要なもの
・125cc超のバイク	名義変更 住所・氏名変更 所在地・名称変更	1. 自動車検査証(車検証) または軽自動車届出済証 2. 新使用者の住民票の写し または印鑑(登録)証明書 3. 自賠償保険の証明書 (125cc超、250cc以下のバイクのみ)
	廃車	1. 標識(ナンバープレート) 2. 自動車検査証(車検証) または軽自動車届出済証

※注意 いずれの手続きも、所有者・使用者が同一の場合に限ります。
所有権留保などの場合は、車両を購入された販売店にお問い合わせください。